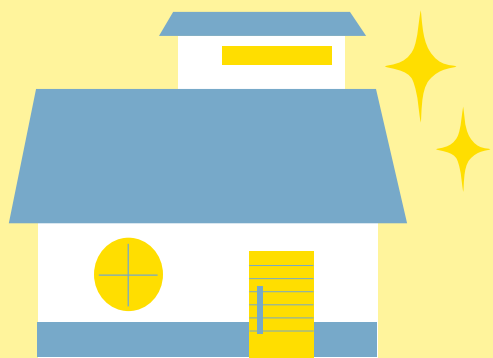


建築後1年未満の

## 新築住宅購入

(一戸建て住宅・共同住宅・長屋)



2人以上で

最大 **100** 万円

建築後1年以上の

## 中古住宅購入



単身で

最大 **50** 万円

● 補助率：建物価格の10/100

⊕ 加算額：15歳以下のものが同居する場合は1人につき10万円

※補助金は、加算額を含めて補助率内での支給です。 ※土地の購入等に関する経費は補助対象外です。

### 交付の条件

転入日前に、連続して3年以上県外に居住していた期間がある方で

転入日から**5年以内**に住宅の新築等が完了する方。

引き続き5年以上居住する意思がある方

※5年以内に市から転出された場合、その年数に応じて補助金の返還を求める場合があります。

📞 申請前に必ずご相談ください

お問い合わせ

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

倉吉市役所 第二庁舎3階 しごと定住促進課

☎0858-27-0501

✉iju@city.kurayoshi.lg.jp

🔍 そうだ！くらよして暮らそう



## 交付申請に必要な書類

- 補助金交付申請書
- 住宅取得等計画（報告）書【様式第1号】
- 住宅取得等収支予算（決算）書【様式第2号】
- 補助金等支払請求書
- 住宅または中古住宅の平面図及び位置図
- 入居するご家族全員の戸籍の附票
- 住民票謄本
- 登記事項証明書その他の住宅もしくは中古住宅の取得が完了した日が確認できる書類
- 住宅または中古住宅の全景写真（新築の場合は施工前及び施工後の状態が分かるもの）
- 誓約書兼同意書【様式第3号】
- 振込先が分かる書類（通帳等）の写し

## 添付書類



### 新築住宅等補助金

- 工事請負契約書または売買契約書の写し
- 工事請負代金または売買代金の支払いが確認できる書類



### 中古住宅購入補助金

- 売買契約書の写し
- 売買代金の支払いが確認できる書類

※他の補助金を利用するときは…

市長が別に定める他の補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を補助対象経費とします。

🗣️ 申請前に必ずご相談ください

お問い合わせ

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

倉吉市役所 第二庁舎3階 しごと定住促進課

☎0858-27-0501 ✉iju@city.kurayoshi.lg.jp

🔍 そうだ！くらよして暮らそう

